

新宿区 介護予防・日常生活支援総合事業

(訪問介護相当サービス)

契約書

様（以下「利用者」といいます。）と合同会社MAAR（以下「事業者」といいます。）は、新宿区 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供し、利用者は、事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護予防訪問介護計画）

事業者は、利用者の日常全般の状況、および希望を踏まえて、「介護予防サービス・支援計画表」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明し同意を得ます。

第4条（介護予防訪問介護の内容）

- 1 利用者が提供を受ける介護予防訪問介護の内容は訪問介護計画書に定めたとおりです。事業者は、訪問介護計画書に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画書に定めた内容の介護予防訪問介護を提供します。
- 3 第2項のサービス従業者は、介護福祉士又は介護職員初任者研修又は実務者研を修了した者です。

- 4 介護予防訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の訪問介護計画書を作成し、それをもって介護予防訪問介護の内容とします。

第5条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、訪問介護の実施ごとに、サービスの内容等を電子データに入力し、データは当事務所で保管します。
保管期間は、この契約の終了後2年間とします。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項の記録の閲覧ができ、複写を求めることができます。ただし、複写に際して、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として〔契約書別紙〕に定める利用単位毎の料金をもとに計算された1回ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月中旬までに利用者に交付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに〔口座振り込み・口座振替（料金自動引き落とし）〕の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 5 利用者は、居宅においてサービス従業者がサービスを実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の前日までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して〔契約書別紙〕に定める計算方法により、料金の全部または一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾した場合、新たな料金に基づく〔契約書別紙〕を作成し、お互いに取り交わします。

- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ② 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要支援認定区分が、非該当（自立）又は要介護と認定された場合
 - ③ 利用者が被保険者資格を喪失した場合

第10条（秘密保持）

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時連絡先に記載されたご家族、主治医、介護支援専門員等に速やかに連絡を取る等、必要な措置を講じます。

第13条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第14条（連携）

事業者は、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）の提供にあたり、高齢者総合相談支援センターの職員、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

合同会社MAAR
訪問介護事業所 マアル
(事業所番号： 東京都 1370404863)
東京都新宿区大久保1-6-12 未来投資ビル5階
代 表 早 川 美 恵

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

代理人（利用者との関係： _____）

住 所 _____

氏 名 _____